枚方市条例第　20　号

枚方市開発関係事務条例の一部を改正する条例

枚方市開発関係事務条例（平成12年枚方市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第２条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改める。

別表10の項中「宅地造成等規制法第８条第１項本文」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項」に改め、「基づく宅地造成」の次に「又は特定盛土等」を加え、同表12の項中「宅地造成等規制法施行規則第30条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条」に、「前２項」を「10の項から13の項まで」に、「980円」を「650円」に、「4,800円」を「5,500円」に改め、同項を同表15の項とし、同表11の項中「宅地造成等規制法第12条第１項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第１項」に改め、「基づく宅地造成」の次に「又は特定盛土等」を加え、「付表７」を「付表８」に改め、同項を同表12の項とし、同項の次に次のように加える。

13	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第１項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	付表９に定める額
14	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第１項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等（宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第１項の規定の適用があったものを除く。）に関する工事の検査	付表１０に定める額

別表10の項の次に次のように加える。

11	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	付表７に定める額

別表付表６及び付表７を次のように改める。

付表６

宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可申請手数料表

盛土又は切土をする土地の面積	金　　額
500平方メートル以下のもの	14,300円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	25,900
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	37,300
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	57,300
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	71,600
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	96,300
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	150,600

20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	235,200
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	377,200
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	541,500
100,000平方メートルを超えるもの	723,600

付表７

土 石 の 堆 積 に 関 す る 工 事 許 可 申 請 手 数 料 表

土石の堆積をする土地の面積	金　　額
500平方メートル以下のもの	12,100円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	15,100
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	17,800
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	22,000
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	30,800
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	34,800
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	41,700
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	56,700
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	77,400
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	115,400
100,000平方メートルを超えるもの	144,200

別表に次の３表を加える。

付表８

宅地造成又は特定盛土等に関する工事変更許可申請手数料表

区　　分	金　　額
⑴　盛土又は切土をする土地（以下この表において「盛土等の土地」という。）に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	盛土等の土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積、当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積から当該減少に係る盛土等の土地の面積を減じた面積）に

	応じ付表６に規定する額に10分の１を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）
⑵　新たに盛土等の土地を加える宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更	新たに加える盛土等の土地の面積に応じ付表６に規定する額
⑶　前２号以外の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更	13,500円
⑷　第１号から前号までの２以上の区分に該当するもの	それぞれに定める額を合算した額（その額が723,600円を超える場合にあっては、723,600円）

付表９

土石の堆積に関する工事変更許可申請手数料表

区　　分	金　　額
⑴　土石の堆積をする土地（以下この表において「土石堆積の土地」という。）に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	土石堆積の土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の土石堆積の土地の面積が減少する場合を除く。）にあっては当該計画の変更前の土石堆積の土地の面積、当該計画の変更前の土石堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石堆積の土地の面積から当該減少に係る土石堆積の土地の面積を減じた面積）に応じ付表７に規定する額に10分の１を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときは、これを

	切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）
⑵　新たに土石堆積の土地を加える土石の堆積に関する工事の計画の変更	新たに加える土石堆積の土地の面積に応じ付表７に規定する額
⑶　前２号以外の土石の堆積に関する工事の計画の変更	13,500円
⑷　第１号から前号までの２以上の区分に該当するもの	それぞれに定める額を合算した額（その額が144,200円を超える場合にあっては、144,200円）

付表10

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料表

盛土又は切土をする土地の面積	金　　額
500平方メートル以下のもの	3,900円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	4,300
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	4,800
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	5,500
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	6,100
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	7,000
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの	9,200
20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のもの	12,600
40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のもの	18,100
70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のもの	24,600
100,000平方メートルを超えるもの	31,800

附　則［令和6年3月7日公布］

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項の規定による変更許可の申請に係る手数料並びに

同法第８条第１項本文（改正法附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可及び改正法による改正前の宅地造成等規制法第12条第１項（改正法附則第２条第１項及び第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による変更許可を受けたことを証する書面の交付に係る手数料については、なお従前の例による。